

山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年6月21日

選管告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第194条の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員会の委員長の選挙は、無記名の投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときはくじで定める。

2 前項の選挙について、委員会は委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の選挙を行う時期)

第3条 委員長の選挙は、これを行うべき理由が生じた日後、最初に開かれる委員会において行う。

2 委員の改選後新たに委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うものとする。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の代理)

第5条 委員長は、法第187条第3項の規定による委員を指定したときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。

2 委員長及び前項の規定により指定された委員長代理委員に、ともに事故あるときは、委員会で互選した委員が臨時に委員長の職務を行うものとする。

(辞任手続)

第6条 委員長又は委員が法第185条の規定により、その退職の承認を受けようとするときは、文書をもって届け出なければならない。この場合において、委員長の退職届は、委員長代理委員に提出しなければならない。

2 委員長又は委員が退職したときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員に対する告知による。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び会議に付議すべき事件を付記しなければならない。

3 委員会開会中に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、

これを会議に付議することができる。

- 4 法第188条の規定により、委員が委員長に対して委員会の招集を請求しようとするときは、会議に付議すべき事件及びその理由を付して、文書でこれをしなければならない。

(欠席の手続き)

- 第8条 委員は、やむを得ない用務又は事故のため、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(関係者の説明聴取)

- 第9条 委員会は、必要があると認めたときは、山形県後期高齢者医療広域連合長又は関係ある職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

- 第10条 委員長は、書記をして会議録を調製し、出席委員の氏名及び会議に付議した事件等会議の経過を記載させなければならない。

- 2 会議録には、委員長及び委員会において定めた委員1人が署名しなければならない。

(議事手続)

- 第11条 第7条から前条までに規定するものを除くほか、委員会の開閉、議案の審査、議決その他委員会の議事に関しては、広域連合議会の例による。

(委員長の担当事務)

- 第12条 委員長の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会が議決しなければならない事件につき、その議案を提出し、及びその議決を執行すること。
- (2) 委員会の予算の経理に関すること。
- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 事務局長、書記及びその他の職員の任免に関すること。
- (5) 委員会の庶務に関すること。
- (6) その他法令による委員長の権限に属すること。

(委員長の専決)

- 第13条 委員会の権限に属する事項のうち軽易なものは、委員長において専決することができる。

- 2 前項の専決をしたときは、委員長は次の委員会に報告しなければならない。

(事務局の設置)

- 第14条 委員会の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

- 第15条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 書記

(職務)

- 第16条 事務局長は、委員長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受けて事務を処理し、整理する。

3 書記は、上司の命を受けてその担当する事務を処理する。

(専決事務)

第17条 事務局長限りで専決できる事務は、次のとおりとする。

(1) 文書の收受及び発送に関すること。

(2) 文書の保存及び廃棄に関すること。

(3) 公印の管守及び使用に関すること。

(4) 照会、回答、報告、通知、届出及び調査等に関すること。

(5) 行政文書の公開及び個人情報の開示の請求等に係る決定に関すること。

(6) その他軽易な事務の処理に関すること。

2 前項の規定による専決事務において、その事務が異例又は疑義があるもの若しくは特に重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(専決事務の代決)

第18条 事務局長の専決事務について、事務局長に事故があるときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

(公印)

第19条 公印の種類、名称及び寸法は、次のとおりとし、公印に関する事務は山形県後期高齢者医療広域連合の公印管理の例による。

庁印 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の印 方21ミリメートル

職印 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員長の印 方21ミリメートル

(準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、委員会の事務処理については、広域連合長が定める関係規定を準用する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。